

経済産業省

20171026 貿局第1号
輸出注意事項29第26号
経済産業省貿易経済協力局

「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年11月6日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部改正について

「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成29年11月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正規定中ナミビアに係る部分 平成29年12月5日
- 二 改正規定中ドイツに係る部分 平成29年12月14日
- 三 改正規定中ルクセンブルグ、ラオス、モーリシャスに係る部分 平成29年12月20日
- 四 改正規定中インドネシア、シンガポールに係る部分 平成29年12月21日
- 五 改正規定中クロアチア、アルゼンチンに係る部分 平成29年12月24日

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）

改正後	現 行
<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。</p>	<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成27年11月11日付け20151023貿局第1号・輸出注意事項27第26号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、<u>アルゼンチン</u>、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、<u>ブラジル</u>、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国、<u>コスタリカ</u>、<u>クロアチア</u>、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、<u>ドイツ</u>、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、<u>インドネシア</u>、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、<u>ラオス</u>、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、<u>ルクセンブルグ</u>、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、<u>モーリシャス</u>、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、<u>ナミビア</u>、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、<u>シンガポール</u>、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国、コスタリカ、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア</p>